

ID: 256

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町道路占用料徴収条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【根拠条文】 (延滞金の徴収) 第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。 2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、八頭町税条例(平成17年八頭町条例第59号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日